ISSB Update 2022年10月

ISSB Updateは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、作業計画で見ることができる。IFRS®サステナビリティ開示基準に関するISSBの最終的な決定は、IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

ISSBは、2022年10月18日から21日にかけてモントリオールにて会議を行った。

関連情報：

- 原文はこちら
- ISSBボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら

目次

リサーチ及び基準設定

- 全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）、気候関連開示（アジェンダ・ペーパー4）及び産業別マテリアル（アジェンダ・ペーパー6）

戦略及びガバナンス

- アジェンダの優先度に関する協議（アジェンダ・ペーパー2）

リサーチ及び基準設定

全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）、気候関連開示（アジェンダ・ペーパー4）及び産業別マテリアル（アジェンダ・ペーパー6）

ISSBは、2022年10月18日から21日にかけて、以下について会議を行った。

- 公開草案IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（S1基準案）の再審議計画（アジェンダ・ペーパー3A）
- S1基準案の目的、並びに要求事項及び用語の定義に関する提案の一部（アジェンダ・ペーパー3B）
- ISSBが提案するグローバル・ベースラインと法域固有の要求事項との間における相互運用可能性（interoperability）の向上を達成するために重要な（important）S1基準案及び公開草案IFRS S2号「気候関連開示」（S2基準案）の主要な事項（アジェンダ・ペーパー3C及び4D）
- スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス（GHG）排出の開示を企業に要求するというS2基準案の提案（アジェンダ・ペーパー4Aから4C）
- 産業別マテリアルをISSBの作業計画に統合するための提案及び計画案（アジェンダ・ペーパー6）

再審議計画の更新（アジェンダ・ペーパー3A）

ISSBは、再審議計画にさらに1つのトピックを追加することを暫定的に決定した。この追加トピックは、更新された見積りを反映した比較情報の開示を企業に要求するというS1基準案の提案に関連する。

12名のISSBメンバー全員が、この決定に同意した。

基本的な概念（アジェンダ・ペーパー3B）

ISSBは、S1基準案の目的、並びに要求事項及び用語の定義に関する提案の一部について再審議を行った。ISSBは、以下のことに暫定的に同意した。

a. S1 基準案の目的（purpose）は、一般目的財務報告の主要な利用者の情報ニーズを満たすことを企業に要求することである。
b. S1 基準案の「重要性がある（material）」は、IFRS 会計基準で用いられている当該用語と同じ定義を共有する。
c. S1 基準案において提案された「バリュー・チェーン」及び「報告企業」の定義は、変更すべきではない。

また、ISSB は以下のことを暫定的に決定した。

a. S1 基準案を修正し、「企業価値（enterprise value）」の定義、並びに目的（objective）及び重要性（materiality）の記述における「企業価値を評価する（to assess enterprise value）」という文言を削除する。ただし、今後の会議において「企業価値（enterprise value）」の意味（特に、どのようにすればこの用語をより明確に表現できるのか、及びこの用語はどのように重要性がある（material）サステナビリティ関連財務情報と関連しているのか）を引き続き再審議することを計画する。
b. どのサステナビリティ関連のリスク又は機会を開示することが企業に要求されるのかを記述する要求事項案から「重大な（significant）」という文言を削除する。ただし、主要な利用者に有用な情報を提供するために、重要性（materiality）の適用、及び作成者が企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためのプロセスについて、引き続き再審議する。

12 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。

相互運用可能性（interoperability）－主要な事項（key matters）（アジェンダ・ペーパー3C 及び 4D）

ISSB は、ISSB が提案するグローバル・ベースラインと法域固有の要求事項との間における相互運用可能性（interoperability）の向上を達成するために重要な（important）S1 基準案及び S2 基準案の主要な事項について議論した。

ISSB は、以下のことを暫定的に確認した。

a. S1 基準案及び S2 基準案で提案されている開示要求のコア・コンテンツ（core content）を構成するために、金融安定理事会の気候関連財務開示に関するタスクフォースによって記述された 4 つの柱を用いる（すなわち、ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標に関する情報が要求される）。
b. グローバル・ベースラインの意味（特に、IFRS サステナビリティ開示基準が企業に要求する開示案は投資者、融資者及びその他の債権者の情報ニーズを満たすように設計されること、これらの開示において提供される情報は重要性（materiality）の評価の対象であること、並びにこの情報は、特定の法域の規制の要求事項など、他の要求事項を満たすために開示される情報とともに表示することができるものの、その追加的な情報によって覆い隠されてはならないこと）

12 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。

また、S1 基準案の要求事項案に関連して、ISSB は以下のことを暫定的に決定した。

a. 開示要求案の目的（purpose）は、一般目的財務報告の主要な利用者の情報ニーズを満たすことである旨を確認する。（アジェンダ・ペーパー3B を参照）
b. S1 基準案に含まれる「企業価値（enterprise value）」の定義を削除し、「企業価値を評価する（to assess enterprise value）」という文言を S1 基準案の目的（objective）及び重要性（materiality）の記述から削除する。（アジェンダ・ペーパー3B を参照）
c. S1 基準案及び S2 基準案と整合的に、短期、中期及び長期の時間軸を定義しないことを確認する。
d. S1 基準案で提案された「バリュー・チェーン」の定義を確認する。（アジェンダ・ペーパー3B 参照）

12 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。

現在の影響（effects）に関する S2 基準案の要求事項案に関連して、ISSB は以下について確認することも暫定的に決定した。

a. S2 基準案第 14 項は、気候関連のリスク及び機会が報告期間の企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effects）（つまり、現在の影響（effects））について開示することを企業に求める。
b. S2 基準案第 21 項(b)から(d)に定められるものを除き、物理的リスク、移行リスク及び気候関連の機会について別個の開示は求められない。
c. S2 基準案第 21 項(b)から(d)で特定された指標の形で、物理的リスク、移行リスク及び気候関連の機会の対象となる資産に関する別個の開示が求められる。

S2 基準案の他の要求事項案に関連して、ISSB は、温室効果ガス排出、気候レジリエンス及び排出目標についても暫定決定を行った。

温室効果ガス排出に関連して、ISSB は以下のことを暫定的に決定した。

a. GHG 排出の測定に温室効果ガスプロトコルのコーポレート基準（GHG プロトコル基準）を用いることを確認する。これは、提案された救済措置の対象となる。（アジェンダ・ペーパー4C 参照）
b. スコープ 3 排出の開示を要求することを確認する。これは、実務上の課題に対処するために提案された救済措置の対象となる。（アジェンダ・ペーパー4B 参照）。
c. スコープ 3 の GHG 排出の粒度（カテゴリーの数）を確認する。特に、企業は GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope3) Accounting and Reporting Standard）の 15 カテゴリーを考慮しなければならないことを確認する。（アジェンダ・ペーパー4B 参照）

気候レジリエンスに関連して、ISSB は以下のことを暫定的に決定した。

a. S2 基準案第 15 項(a)は、気候レジリエンスの分析結果及び同項で定められている特定の情報を開示することを企業に要求していることを確認する。
b. S2 基準案第 15 項(b)は、どのように気候レジリエンス分析を行ったかについて記述することを企業に要求していることを確認する。
c. S2 基準案第 15 項(b)(i)(4)は、企業が用いたシナリオの中に、気候変動に関する最新の国際協定と整合するシナリオが含まれるかについて開示することを企業に要求していることを確認する。したがって、「気候変動に関する最新の国際協定」（つまり、「パリ協定」）という文言は、要求事項に明記されないことも確認する。また、気候変動に関する最新の国際協定又は 1.5℃シナリオに関連する特定のシナリオを用いることは企業に要求されないことも確認する。
d. 気候関連のリスク及び機会の識別についての情報をもたらすために、気候関連のシナリオ分析をどのように用いたかについての開示を企業に要求する。

排出目標に関連して、ISSB は以下のことを暫定的に決定した。

a. カーボン・クレジットの意図的な使用についての開示要求案を確認する。ただし、企業のネット排出目標及びカーボン・クレジットの意図的な使用は、企業のグロス排出削減目標とは別個に開示すべきであることを明確にする。
b. S2 基準案では、移行計画において排出を相殺する（offset）文脈で「カーボン・クレジット」という用語を用いる。
c. 異なる種類の目標（特に、要求事項案において、気候関連の目標は、気候関連のリスク及び機会の諸側面に対処するために企業が設定するものであること（S2 基準案の第 13 項(a)）、及び低炭素経済への移行における排出目標の役割（S2 基準案の第 13 項(b)））を明確にする。
d. 企業は、企業が設定した排出目標（ネット排出目標及びグロス排出削減目標の両方）及び現地の法律により達成が要求される排出目標のいずれも開示が求められることを明確にする。

12 名の ISSB メンバー全員が、これらすべての決定に同意した。

スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出（アジェンダ・ペーパー4A）

ISSB は、企業がスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出を開示するという提案について議論した。

ISSB は、企業が以下の開示を行うという要求事項案を進めることを暫定的に決定した。

a. スコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出について、報告期間中に企業が生成した GHG 排出の絶対総量（absolute gross）（CO_2 換算のメートルトンで表す。）
b. 非連結の投資先企業（すなわち、関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社又は S2 基準案第 21 項(a)(ⅲ)(1)に含まれていない関係会社（affiliates））のスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出を含めるために使用したアプローチ
c. S2 基準案第 21 項(a)(ⅳ)で要求されるアプローチの選択の単一又は複数の理由、及びそれがどのように S2 基準案第 19 項の開示目的と関連しているか

さらに、ISSB は、企業が以下についてのスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出を別個に分解して開示するという要求事項について、明確化したうえで進めることを暫定的に決定した。

a. 連結会計グループ（すなわち、親会社及びその子会社）
b. 非連結の投資先企業

出席した 11 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。1 名の ISSB メンバーは欠席した。

スコープ 3 の温室効果ガス排出（アジェンダ・ペーパー4B）

ISSB は、企業がスコープ 3 の GHG 排出を開示するという提案について議論した。

ISSB は、以下のことを暫定的に決定した。

a. スコープ 3 の GHG 排出の開示を企業に要求するという提案について、公開協議で回答者が提起したデータの入手可能性及びデータ品質に関する課題に対処する救済措置を条件として進める。
b. そのような開示は、GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準に記述されている 15 個のスコープ 3 の GHG 排出カテゴリーのうち、どれが企業のスコープ 3 排出に含まれているかについての情報を含むことを確認する。

12 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。

ISSB は、スコープ 3 の GHG 排出の開示に関連して回答者が提起した、データの入手可能性及びデータ品質に関する懸念にどのように対応するかについても議論した。特に、ISSB は以下のことを検討した。

a. スコープ 3 の GHG 排出に関する開示について、より遅い発効日を導入する。これにより、データの入手可能性に関連する一時的な課題に対処する。
b. セーフ・ハーバー・ルールを提供するために規制当局と協働する。これにより、データの入手可能性の一時的な課題に対処する。
c. スコープ 3 の GHG 排出の開示のための適用ガイダンスを開発することにより、要求事項案の適用において作成者を支援する。これにより、データの品質に関する恒久的な課題に対処する。
d. 要求事項案を修正してデータ品質の階層（tiers）を導入し、企業の基礎データに存在する品質の水準を区別する。これにより、データの入手可能性及びデータ品質の課題に対処する。
e. スコープ 3 の GHG 排出の開示の「範囲」をいつ再評価しなければならないかを特定することにより、要求事項案の適用において作成者を支援する。
f. バリュー・チェーンにおける企業の報告サイクルが、相互に又は作成者の報告サイクルと（又はその両方で）整合していない場合に、作成者が何を実施できるかを特定することにより、要求事項案の適用において作成者を支援する。

温室効果ガス排出の測定方法（アジェンダ・ペーパー4C）

ISSB は、GHG プロトコルのコーポレート基準に従ってスコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の GHG 排出を測定し開示することを企業に要求するという提案について議論した。

ISSB は、要求事項案を進めることを暫定的に決定した。しかし、ISSB は、協議期間中に寄せられたコメントに対処するため、提案を修正することも暫定的に決定した。この修正は、GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準にも適用される。（この ISSB Update では、2 つの測定方法を総称して「GHG プロトコル基準」とする。）

具体的には、ISSB は以下のことを暫定的に決定した。

a. 特定の状況における救済措置を条件として、企業が GHG プロトコル基準の適用を要求されるように提案を修正する。
b. 企業は、S2 基準案がコメント募集のために公開された日（2022 年 3 月 31 日）に施行されている GHG プロトコル基準のバージョンを適用することが要求されることを定める。したがって、GHG プロトコルのコーポレート基準については 2004 年版であり、GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準については 2011 年版である。

12 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。

産業別マテアリル（アジェンダ・ペーパー6）

ISSB は、産業別マテリアルに関して今後行う決定について議論を行った。これには以下を含む。

a. S1 基準案における SASB スタンダードの役割
b. S2 基準案の付録 B における産業別要求事項
c. SASB スタンダードの国際的な適用可能性（気候に関連するもの以外）

S2 基準案の付録 B に示されている産業別要求事項に関連して、ISSB は以下のことを暫定的に合意した。

a. 企業が産業固有の開示を行うという要求事項を維持する。
b. 付録 B の内容を例示として分類する。ただし、さらなる協議を条件として、将来的には付録 B を強制力のある（mandatory）ものとする ISSB の意図を表明する。

12 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。

次のステップ

今後の会合で、ISSB は以下を継続する。

a. S1 基準案及び S2 基準案に寄せられたフィードバックの議論
b. プロジェクトに関する提案の再審議
c. S1 基準案に関連する基本的な概念に関する開示案の再審議
d. S2 基準案に関連する GHG 排出に関する開示案の再審議

戦略及びガバナンス

アジェンダの優先順位に関する協議（アジェンダ・ペーパー2）

ISSB は、2022 年 10 月 18 日に会議を行い、アジェンダの優先順位（agenda priority）に関する情報要請（request for information）を作成するために計画されているアプローチの更新について議論した。情報要請は、ISSB の 2 年間の作業計画を策定するための情報を提供するものである。

ISSB は、情報要請が以下のようになるべきであることを暫定的に決定した。

a. IFRS S1 号及び IFRS S2 号が最終化された後に、それらにより確立された基礎に基づく作業（基礎的な作業（foundational work））を概説し、新たなリサーチ・プロジェクト及び基準設定プロジェクトの提案について、利害関係者のフィードバックを要請するのみとする。
b. S1 基準案及び S2 基準案の重要な（important）領域並びに関連する ISSB の活動のうち、当初の作業計画に影響を与えるものについて、ISSB がまず決定できるように、情報要請は 2023 年前半に公表する。

また、ISSB は、基礎的な作業（foundational work）がアジェンダ・ペーパー2 の第 12 項(a)から(d)に示されている活動で構成されることを暫定的に決定した。これには以下を含む。

a. SASB スタンダードの国際的な適用可能性を高め、SASB スタンダードのレガシー・プロジェクトを継続する。
b. キャパシティ・ビルディングを支援し、核になる概念を明確にするためのマテリアルを開発する。また、デジタル報告のための IFRS サステナビリティ開示タクソノミを進展させる。
c. つながり及び相互運用可能性（interoperability）を支援するために IASB 及び他のサステナビリティ報告の基準設定主体と調整する。
d. S2 基準案が最終化された後に、的を絞って改善すべき部分（targeted enhancements）を識別するためのリサーチ及びアウトリーチを継続する。

上記(d)で示した基礎的な作業（foundational work）に関する決定を除き、12 名の ISSB メンバー全員がこれらの決定に同意した。上記(d)で示した基礎的な作業（foundational work）に関する決定については、12 名の ISSB メンバーのうち 11 名が同意した。

次のステップ

ISSB は、リサーチを追加的にレビューし、利害関係者からの追加的なフィードバックを考慮した上で、どの新しいリサーチ・プロジェクト及び基準設定プロジェクトを情報要請の対象に含めるか決定する予定である。